

名古屋市図書館館則施行要綱<抜粋>

昭和62年3月30日
教育長決裁

第6章 雑則

第3節 図書館施設の使用

(図書館施設の供用)

第49条 図書館の集会室又は展示室(以下「図書館施設」という。)は、図書館の事業を妨げない限度において、読書会、研究会、展示会等の社会教育その他公共のための使用に供することができる。

(使用時間)

第50条 図書館施設を使用できる日は、図書館の開館日とする。

2 図書館施設の使用時間は、次表のとおりとする。

名 称	使 用 時 間		
	平 日	土曜日(法に規定する休日を除く。)	日曜日等
鶴舞中央図書館	午前9時30分から 午後7時30分まで	午前9時30分から 午後6時30分まで	午前9時30分から 午後4時30分まで
分 館	午前9時30分から午後6時30分まで		
備考 日曜日等とは、日曜日及び法に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。			

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可申請の手続)

第51条 館則第28条に規定する使用申込書は、使用しようとする日の属する月の二月前から使用しようとする日の1週間前までの間に提出しなければならない。ただし、館長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書)

第52条 図書館施設の使用を許可した場合には、申請者に使用許可書(以下「許可書」という。)を交付する。

(使用の不許可)

第53条 次の各号の一に該当するときは使用を許可しない。

- (1) 宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に使用すると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) その他館長が必要があると認めるとき。

(使用の許可の取消し)

第54条 次の各号の一に該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前条の各号の一に該当する事由が生じたとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第55条 図書館施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用者の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（遵守事項）

第56条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前に許可書を提示して、係員とよく打合わせる事。
- (2) 使用の許可を受けた施設以外は使用しない事。
- (3) 机、椅子等の移動は、係員の指示を受けて行う事。
- (4) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしない事。
- (5) その他管理上の必要による指示に従う事。

（係員の入室）

第57条 使用者は、係員の職務上の入室を拒んではならない。

（原状回復）

第58条 使用者は使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消され若しくは使用を停止されたときは、係員に連絡し、速やかに図書館施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第59条 図書館施設使用に際して、建物その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、館長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。